開催年月日 質問者 答 弁 者 平成30年4月4日(水) 日本共産党 宮川 潤 委員 少子高龄化対策監 粟井 是臣 高齢者支援局長 鈴木 隆浩 高齢者保健福祉課長 野崎 耕二

質 間 内 容 答 弁 内 容

一 介護保険について

私からも、介護保険について質問させていただき たいと思います。

各市町村でそれぞれ3月で、第1回定例会が終わ りましたので、そこで予算が確定いたしました。介 護保険料も確定するという段階に至りました。

ただいまの御答弁の中で、西暦2000年で全道 の保険料の月額平均が3,111円で、今年度第7 期は、5、617円という答弁がありました。

18年の経過の中で、180%の値上げという計 算になります。介護保険は3年に1度の改定であり ますけれども、その都度、大変な値上げで介護保険 の負担が非常に重いということは、度々私どもも聞 いております。それで、国保料も値上げになる、介 護保険も値上げになるということで、負担感につい ては非常に重いということを聞いております。

厚生労働省の年金局の資料で、2004年度、平 成16年度の厚生年金の老齢年金の平均月額が 167,529円、2016年度、平成28年度で 147,927円です。こちらは2004年から 2016年の間で1万9,602円、2万円弱下が っているというのが現状であります。

国民年金の方は、2016年度、平成28年度ま での12年間で、2,899円、3千円弱上がって はいますが、しかし、平均受給額は55,464円 ですから、一人暮らしの生活保護費の約半額という のが現状であります。

私は、介護保険料の負担の重さは尋常じゃないと 思いますけれども、年金天引きという方法で、有無 を言わさぬ徴収というやり方で、高齢者の暮らしが その分しわ寄せになっていると思います。

(一) 保険料滞納者数及び額の推移について

65歳以上で、年金が月額で2万円未満の方のみ が天引きできないので、納付書による納付、普通徴 収となっております。

この年金が月2万円未満の方のみが、保険料を滞 納する可能性が発生いたします。

そこで伺いますが、保険料の滞納者数及び自治体 又は保険者の数及び滞納額について、お示しくださ ٧١°

(二) 滞納者への措置状況について

25,994人、2万6千人弱の滞納者というこ とですけれども、これは年金の月額が2万円未満の 方のみということで、ごく限られた低年金者の方に 起きているということであります。

う低年金の方に滞納が起きているということですか の払い戻しを受ける償還払いへの変更や、1年半以 ら、特別の配慮ある対応が必要というふうに考えて

【髙齢者保健福祉課長】

本道におけます保険料滞納者数などについてでこ ざいますが、保険料の滞納者数につきましては、厚 生労働省の介護保険事務調査における直近の数値を 申し上げますと、2015年度で150保険者、 25,994人となっております。

また、保険料の滞納額につきましては、厚生労働 省の介護保険事業状況報告によりますと、2016 年度で約10億300万円となっているところでご ざいます。

【高齢者保健福祉課長】

保険料滞納者への対応についてでございますが、 保険料滞納者への対応といたしましては、被保険者 間の給付と負担の公平性を確保する観点から、保険 料を1年間納めていない場合には、介護費用の全額 介護保険料の滞納者ということで、私は、こうい を一旦支払っていただいた後に9割又は8割相当額 上納めていない場合につきましては、保険から給付 を行わない保険給付の一時差止、また、保険料の徴 滞納者に対して、督促を行っていると思いますけ|収の権利は2年間で時効となりますが、過去10年 れども、それでも払えない場合にどういう措置を取|間のうち、この徴収の権利が消滅している未納期間 質 間 内 容

弁 内 容

っているのか、伺います。

再- (二) 滞納者への措置状況について

ただいまの答弁で、1年滞納すると、介護サービ スの利用料は通常1割負担ですけれども、10割全 額を支払って、9割若しくは8割を還付するという 答弁でありますが、滞納者は先ほども申し上げまし たが、年金月額2万円未満の方です。

そういった方に、一旦ということであっても、 10割負担を支払うように求めるというのは、非常 に過酷なことだと思いますし、9割若しくは8割還 付するという御答弁でありましたけれども、その還 付分を保険料滞納分に回すことで、還付していない という例もあるのではないかというふうに考えられ ます。そうすると、10割全額払って還付もないと いうことになります。

また、答弁で、1年6か月の滞納で保険給付の対 象外になるということでありますから、こうなると 介護保険に入るという意味がなくなる。滞納してい る保険料を払う意欲も無くなるのではないかと思い ます。年金月額2万円未満という方に対し、非常に 過酷なペナルティだというふうに思います。

介護保険法の第一条は、加齢に伴って介護、看護 等を要する者等について、これらの者が尊厳を保持 し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができ るようにサービス給付を行うということが法の趣旨 であります。

1の法律の中で、保険給付の制限ということも規 定はされいますけれども、私は、ペナルティの機械 的な適用はしないで、加入者の尊厳と生活を守る立 場という立場で、状況をよく聞くということを前提 にした対応を行うことが必要だと思いますが、どう いう対応を行うのか、伺いたいと思います。

[指摘]

低年金の方々に対しては、配慮ある対応をという ことで、繰り返し指摘をしておきたいと思います。

(三) 高齢者人口の推移について

次に、今後のことについて伺いたいと思いますけ れども、高齢者人口が増えていって、その後、減少 していくと、こういう流れになると思いますけれど も、75歳以上の人口の推移と今後の予測につい て、どのようにみているのか、伺います。

(四)介護サービス量の推移について

先月30日ということで、最新の予測をお示しい

の長さに応じて、給付率を9割から7割へ引き下げ ることなどとなっているところでございます。

【高齢者支援局長】

保険料滞納者への対応についてでございますが、 保険料の滞納につきましては、高齢化が急速に進行 する中、保険給付費の増大に伴う保険料の上昇や被 保険者の方々の収入状況、さらには、高齢者を取り 巻く環境の変化など、様々な要因があるものと考え ております。

保険者である市町村では、保険料の滞納に対し て、滯納のあったご本人の所得状況やご家族の事情 等を把握した上で、納付相談などを行うほか、介護 サービスを受ける際の利用料の負担が被保険者の方 にとって過度にならないよう、高額介護サービス費 の利用などについて、相談に応じているところでご ざいます。

道といたしましては、被保険者の方が必要なサー ビスを利用できるよう、市町村に対し、滞納のあっ た方々のそれぞれの事情を十分に把握することや、 きめ細かな相談の実施などについて、引き続き指導 してまいりたいと考えております。

【髙齢者保健福祉課長】

75歳以上人口の推移についてでございますが、 5年に1度の国勢調査の結果によりますと、本道の 75歳以上人口は、介護保険制度創設時の2000 年には約41万人、2015年には約77万人とな っているところでございます。

また、本年4月からスタートしている第7期介護 保険事業支援計画において、厚生労働省による市町 村推計値を基に集計した結果、計画最終年度の 2020年には約87万人、団塊の世代が75歳を 迎える2025年に約102万人になると見込んで いるところでございまして、先月30日に国立社会 保障・人口問題研究所が公表いたしました将来推計 人口では、2030年に75歳以上人口がピークと なり、約109万人となりますが、その後は減少い たしまして、2045年には、約104万人になる と見込んでいるところでございます。

【髙齢者保健福祉課長】

今後の介護サービス量の見込みについてでござい ただいたところでございますけれども、2030年|ますが、第7期介護保険事業支援計画におきまして

弁 容

ころから減少というふうなことですけれども、一人 あたりの介護サービス量は増え続けるというふうに 考えられているそうですが、それぞれ人口減少と介 護サービス料について検討して、本道の介護サービ スの総量について、今後の見通しについてお示しく ださい。

(五) 今後の保険料の推移について

2020年度までのということでありますけれど も、介護の総量は増え続けるということでありま

高齢者人口もしばらくは増えるということであり ますから、介護の仕組みが現状のままで推移してい けば、一人あたりの保険料が、今後どう推移してい くと推計しているのか、ピークはいつどの程度の金 額と推定しているのか、お示しください。

(六) 保険料抑制について

さりげなく答弁されましたが、7、310円とい うのは、私は大変な数字であると思います。

2000年に始まったときに、最初の答弁にあり ました3,111円ということで、始まりましたよ ね。その後、3年ごとに上がり続けて、その度に高 い保険料だと言われて、今回5,617円、非常に 負担が重いというふうに言われていますが、それで 今後7、310円になったら、どういうことになり ますか。先ほど滯納者について示されましたけれど も、ますます増えるということになりませんか。大 変な状況になっていくと思います。

年金受給額について先ほど申し上げました。下が は、2006年度に84,742円から、2011 年度に92,717円、2016年度95,028 円と上がり続けてきています。

灯油価格についても、一昨年60円程度だったも のが、90円近くにまで上がって大変な負担になっ てきています。

高齢者の生活を守るために、7,310円という ような高額な保険料は、私は負担に耐えられないと 思うので、抑制しなくてはならないというふうに思 います。それで、市町村の一般会計から、基金を経 由するという、こういった方法も含めて、介護保険 会計に繰り入れを行っているということも行われて います。

実態はどうなっているのか。今後の保険料のあり 方、高齢者負担の緩和についてどう考えておられる のか、うかがいます。

[指摘]

先ほどの答弁にあった2025年、7,310円 という高額な保険料に道民は耐えられないというふ うに思いますので、その場合、国が支援するか、道 が支援するか、市町村が財政出動するかということ

各市町村が介護保険事業の運営状況の分析や各種調 査の結果などを踏まえて見込んだサービス量を集計 いたしました結果、2020年度に訪問介護が 2016年度実績の1.3倍、通所介護が1.1倍 になるなど、介護療養型医療施設を除く全てのサー ビスにおきまして増加する見込みとなっているとこ ろでございます。

【髙齢者支援局長】

今後の保険料の推移についてでございますが、本 道におきましては、高齢者人口の増加に伴い、介護 サービス利用者や保険給付費が増加しており、保険 料の改定ごとに保険料の全道月額平均が上昇するな ど、今後も同様の傾向が予想されているところでご ざいます。

保険料のピークにつきましては不明であります が、第7期介護保険事業支援計画におきまして、厚 生労働省による市町村推計値を基に、ごく粗い推計 を行った結果、団塊の世代が75歳以上になります 2025年における保険料の全道月額平均につきま しては、今後、人口推計値の変化等により、変更の 可能性はございますが、7,310円と見込んでい るところでございます。

【少子高齢化対策監】

今後の対応についてでございます。

高齢化が進行する本道におきましては、介護を必 要とする高齢者が今後ますます増加すると見込まれ ており、介護保険料の全道月額平均も上昇していく ものと考えております。

こうした中、市町村の介護給付費準備基金への 般会計からの繰り入れなどの実態につきましては、 把握をしておりませんが、道におきましては、これ まで、国に対しまして、給付と負担のバランスや国 と地方の負担のあり方などについて十分に検討し、 低所得の方々の負担軽減措置の拡充を行うよう要望 するとともに、低所得の方々の負担をより軽減する ってきている。高齢者の生活という点では、国保料│ため、保険料の多段階設定について市町村に働きか けてきているところでございます。

> 今後、こうした取組や各保健所による市町村の介 護予防の取組への技術的支援を引き続き行いますほ か、自立支援や重度化防止の取組を促進するなどし て、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮ら すことのできる体制づくりに取り組んでまいる考え でございます。

になりますが、私は、それをにらんで市町村がどういう状況にあるのかというのは、道として、しっかりと担まなければならないというふうに思いますが、市町村の介護総付費準備基金に一般会計からどれたけ繰り入れて実施しているのか、実態をつかんでいないということでありました。それではだめですね。ぜひ市町村がだれほど努力しているの状況について一番つかんでいるのは、やっぱり市町村だと思うのです。 状況もわかっているし、だからこそ、準備基金に一般会計から繰り入れるという努力もしている。そこをしっかりまず確むというところから始めていただきたいのと同時に、国に対しての支援の要請、適の支援について、ぜひ検討していただきたいと協権して質問を終わります。